

令和4年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見(概要)

令和3年11月16日 地方財政審議会

第一 今後の地方税制の改革に当たっての基本的な考え方

- 持続可能で活力ある地方を創るために、その基盤となる地方税の充実確保を不断に図るとともに、**税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に取り組んでいくことが重要。**
- 新型コロナウイルス感染症により厳しい経営環境にある事業者等への支援については、予算措置等によるきめ細かな対応を行うべきものであり、地方税、とりわけ市町村の基幹税である固定資産税を用いるべきではない。感染収束の局面においても地域経済等への支援に取り組むとともに、地方自治体が地域の課題に的確に対応していけるよう、**地方税収をはじめ必要な地方財源を確保していくことが課題。**

第二 令和4年度地方税制改正等への対応

地方法人課税

- 収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として、長年、外形標準課税として定着。**ガス供給業(製造・導管・小売)が多大な行政サービスを受益している状況に何ら変わらないこと、十分に実態を伴った競争環境にはないこと、法人事業税の大幅な減収につながる等を踏まえれば、収入金額課税を堅持し、地方税収を安定的に確保すべき。**
- 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しについて今後、国・地方の法人課税制度全体で議論をしていく必要。

個人住民税

- 個人住民税で行われている住宅ローン控除の延長等が行われる場合には、本来、所得税が担うべき役割を補完するための制度であることを踏まえるとともに、現行の措置と同様、**その減収額については全額国費で補填すべき。**

固定資産税

- 令和3年度評価替えにより拡大した負担水準の不均衡を是正し、負担の公平性を図る観点から、**令和4年度以降は負担の均衡化に向けた負担調整の仕組みを確実に適用すべき。**
- 負担調整措置は、予見可能性に配慮するとともに固定資産税の安定的確保を図るため、評価替えに合わせて3年ごとに3年間の仕組みとして講じてきたものであり、**据置年度にその仕組みを変更すべきではない。**
- 令和3年度末で期限切れを迎える新築住宅特例をはじめ、国の政策を推進するための税負担軽減措置等は、その政策目的、効果等を十分に見極めた上で、**不断の見直しが必要。**

社会全体のDXに向けた地方税務手続のデジタル化

- **電子申告・申請手続のさらなる拡大や、電子納付の対象税目拡大などeLTAXを活用した全国統一的な対応・取扱いを一層充実させることが求められる。**
- システム標準化の取組が進められていることを踏まえ、可能な限り早期に各種手続のデジタル化に係る方針を示すとともに、**地方団体の財政負担にも配慮をしながら進めていくことが必要。**